

# 公立大学法人下関市立大学職員定数規程

平成 20 年 10 月 1 日

規 程 第 3 9 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日規程第 27 号  
令和元年 7 月 1 日規程第 15 号  
令和 5 年 2 月 27 日規程第 12 号  
令和 6 年 2 月 28 日規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学における職員の定数を定めることを目的とする。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 専任教員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 1 9 年規則第 3 号。以下「職員就業規則」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する教員をいう。）及び特命教員（下関市立大学特命教員に関する規則（令和 2 年規則第 9 号）に規定する教員をいう。） 1 2 5 人
- (2) 職員就業規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する再雇用職員（短時間勤務職員を除く。）、同条第 2 項第 2 号に規定する事務職員及び公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 1 9 年規則第 4 号）第 3 条第 2 号に規定する事務職員（短時間勤務職員を除く。） 6 5 人

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

(平成 2 2 年度までの教員の定数の特例)

2 この規程の施行の日から平成 2 2 年度までの教員の定数は、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、6 0 人とする。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日規程第 27 号）

この規程は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日規程第 15 号）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日規程第 12 号）

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年度までの教員の定数の特例)

2 この規程の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの専任教員及び特命教員の定数は、この規程による改正後の公立大学法人下関市立大学職員定数規程第 2 条第 1 号

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める数とする。

(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 74人

(2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 91人

附 則（令和6年2月28日規程第10号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。